

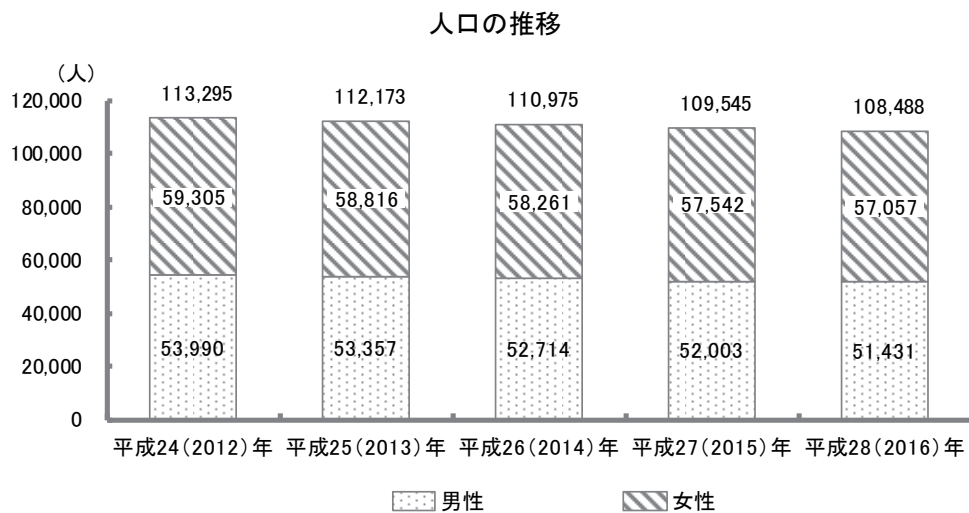
第2章

本市の男女共同参画にかかると況

1 人口の状況

(1) 人口の推移

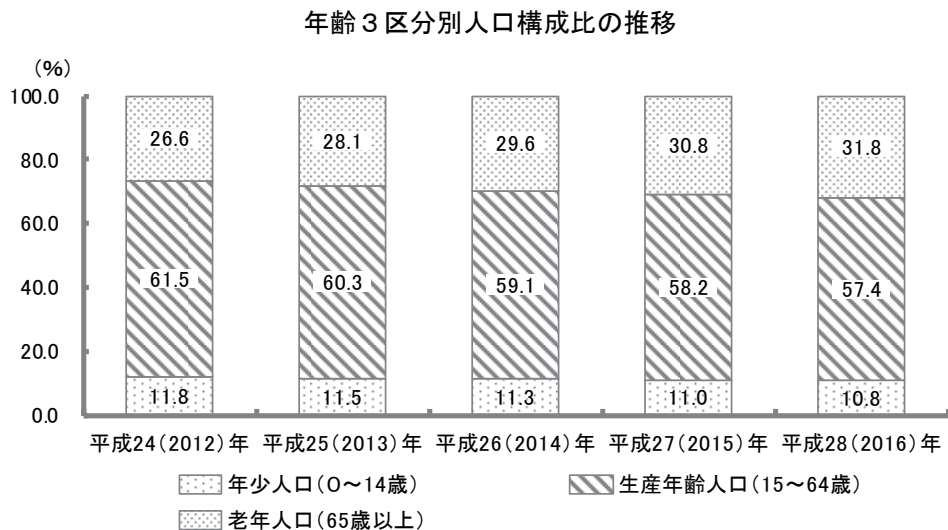
本市の人口は平成12(2000)年2月末の123,617人をピークに減少傾向にあり、平成24(2012)年から平成28(2016)年の間で4,807人減少しました。男女の人口では、男性よりも女性が多い状況が続いています。



資料：市民窓口課（各年12月末現在）

(2) 年齢3区分別人口構成比の推移

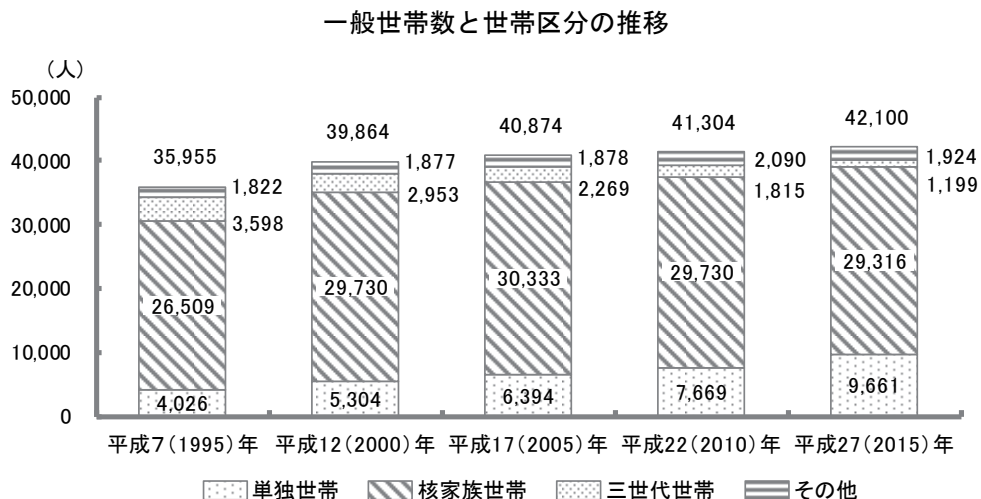
年齢3区分別の人口構成比をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、老年人口（65歳以上）が増加しています。平成28（2016）年には老年人口割合が31.8%となっています。



2 世帯の状況

(1) 一般世帯数と世帯区分の推移

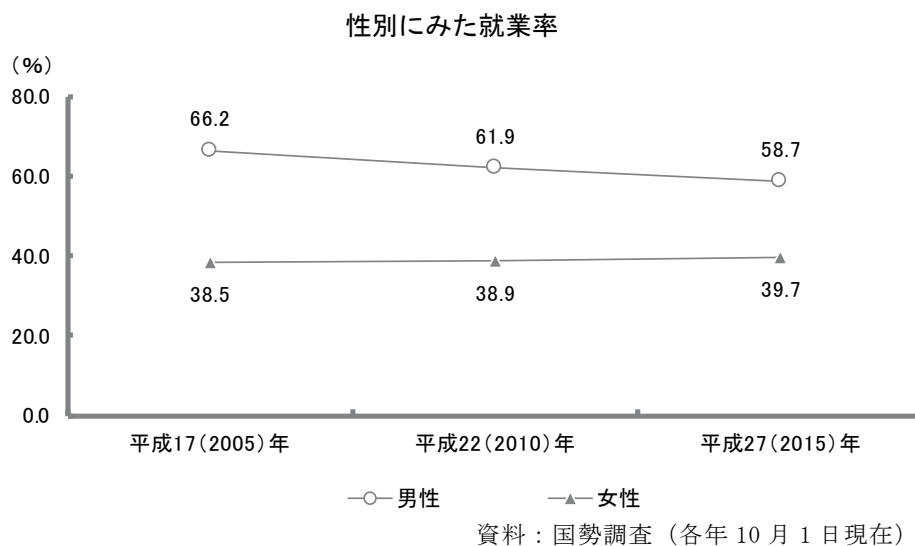
本市の世帯状況を平成7（1995）年から平成27（2015）年までの20年間の推移でみると、約6,000世帯増加しています。世帯区分では、単独世帯が2倍超に増加している一方、三世帯世帯は約2,400世帯減少しています。



3 就労の状況

(1) 性別にみた就業率

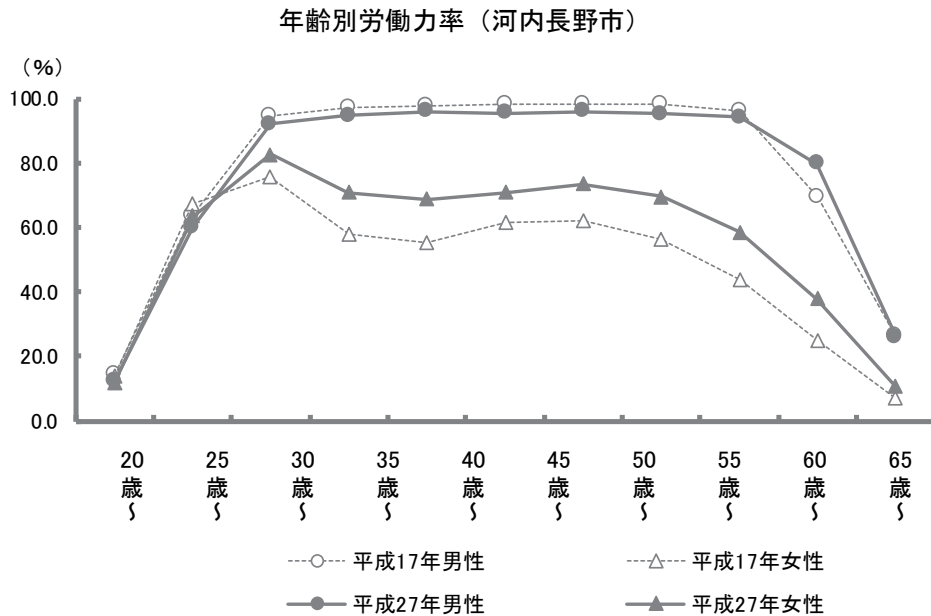
就業率を性別でみると、男性の就業率は減少傾向にある一方、女性の就業率は微増傾向にあります。依然として、女性の就業率が男性の就業率よりも低い状況が続いています。



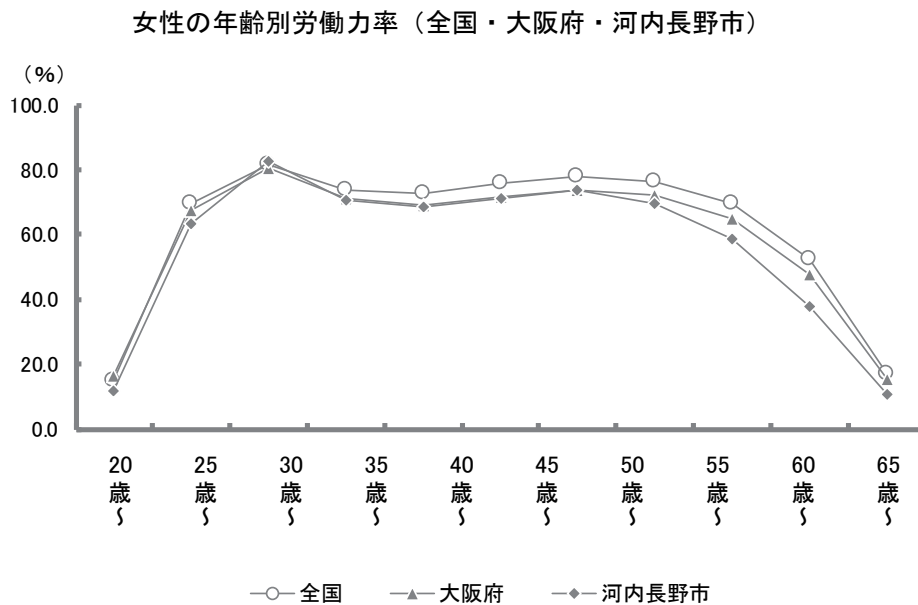
(2) 年齢別の労働力率

労働力率を年齢別で見ると、女性で30歳代に下降するM字カーブを描く傾向が続いています。しかし、この落ち込みは年々緩やかになっており、30歳代以降の労働力率も年々高くなっています。

全国、府と比較すると、20代では同じ傾向がみられますが、30代で全国よりも低くなり、さらに50代からは府よりも低くなり、60代前半で最も差が開いています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）



資料：国勢調査（平成27（2015）年10月1日現在）

4 市民意識調査結果

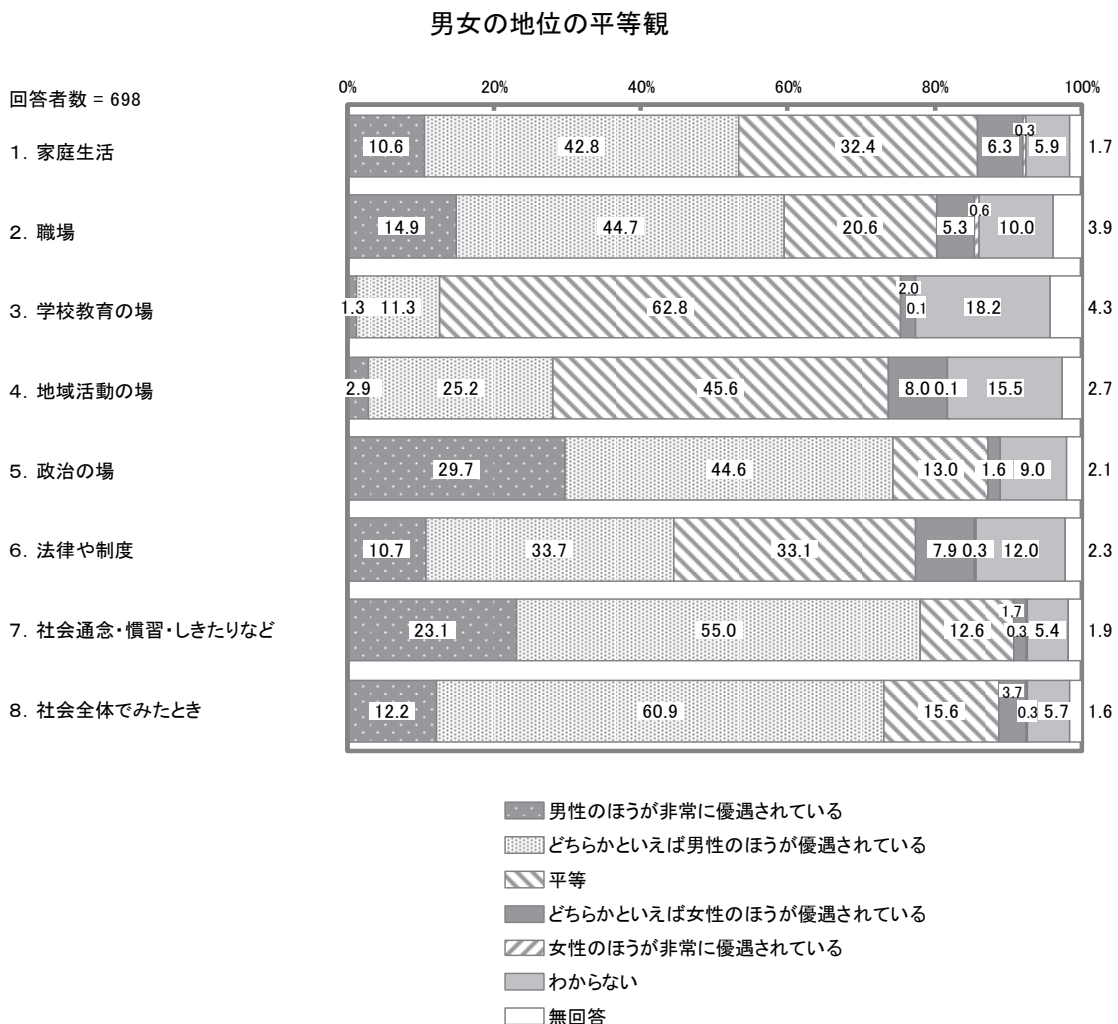
(1) 調査の概要

- | | |
|-------------|---|
| ① 調査の目的 | 「河内長野市男女共同参画計画（第4期）」を策定するため、また男女共同参画施策を推進する上での基礎資料とするために、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。 |
| ② 調査対象 | 河内長野市在住の満18歳以上を無作為抽出 |
| ③ 調査期間 | 平成29（2017）年1月20日から平成29（2017）年2月13日 |
| ④ 調査方法 | 郵送による配布・回収 |
| ⑤ 回収状況 | 配布数 2,000通
有効回答数 698通
有効回答率 34.9% |
| ⑥ 調査結果の表示方法 | <ul style="list-style-type: none">・回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。 |

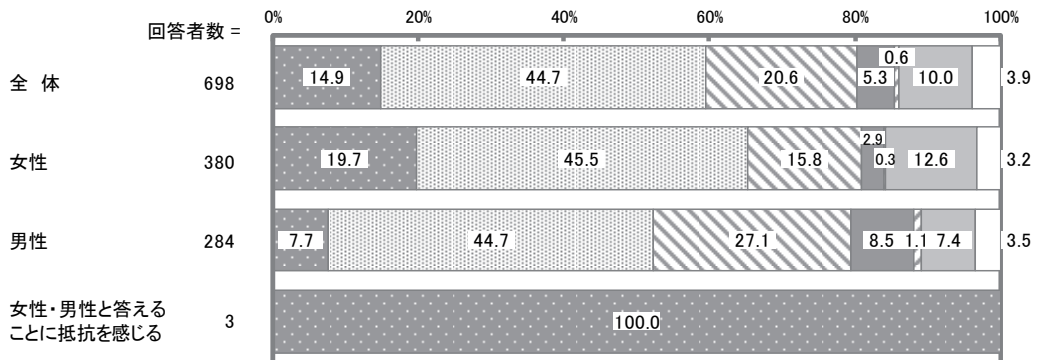
(2) 調査結果の概要

① 男女の地位の平等観

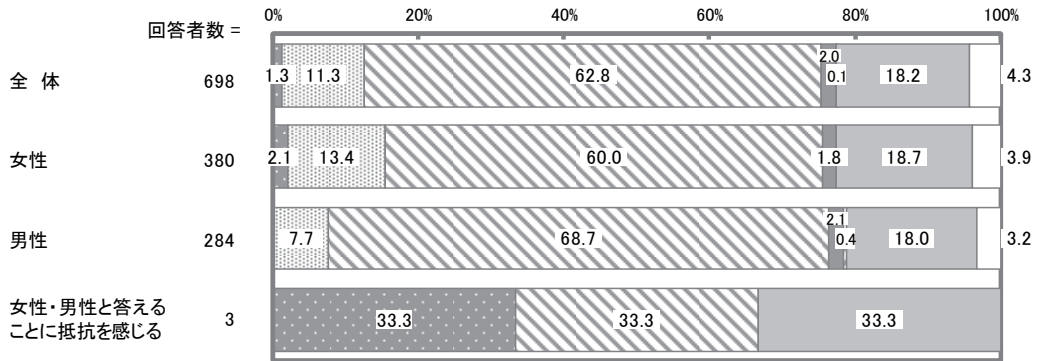
『男性優遇』の意識が特に強い分野は「職場」「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体でみたとき」であり、反対に平等感が高い分野は「学校教育の場」「地域活動の場」となっています。また、「職場」「学校教育の場」「社会全体でみたとき」などの分野において、男性に比べ女性の方が『男性優遇』の意識が高くなっており、男女において認識の差がうかがえます。



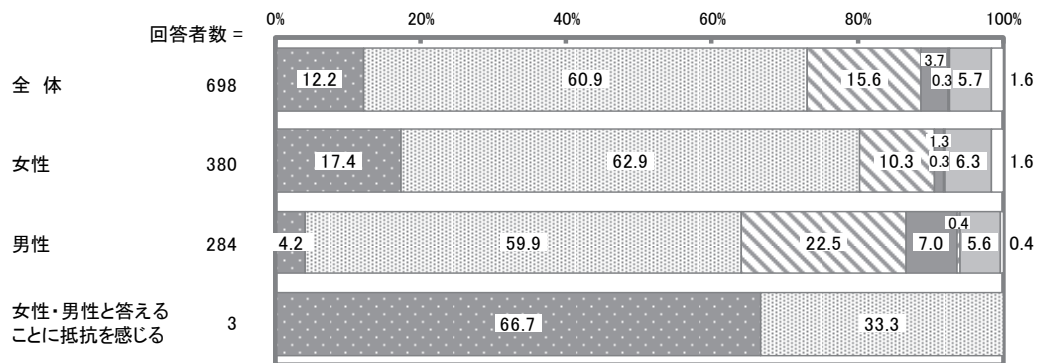
男女の地位の平等観（職場）



男女の地位の平等観（学校教育の場）



男女の地位の平等観（社会全体でみたとき）

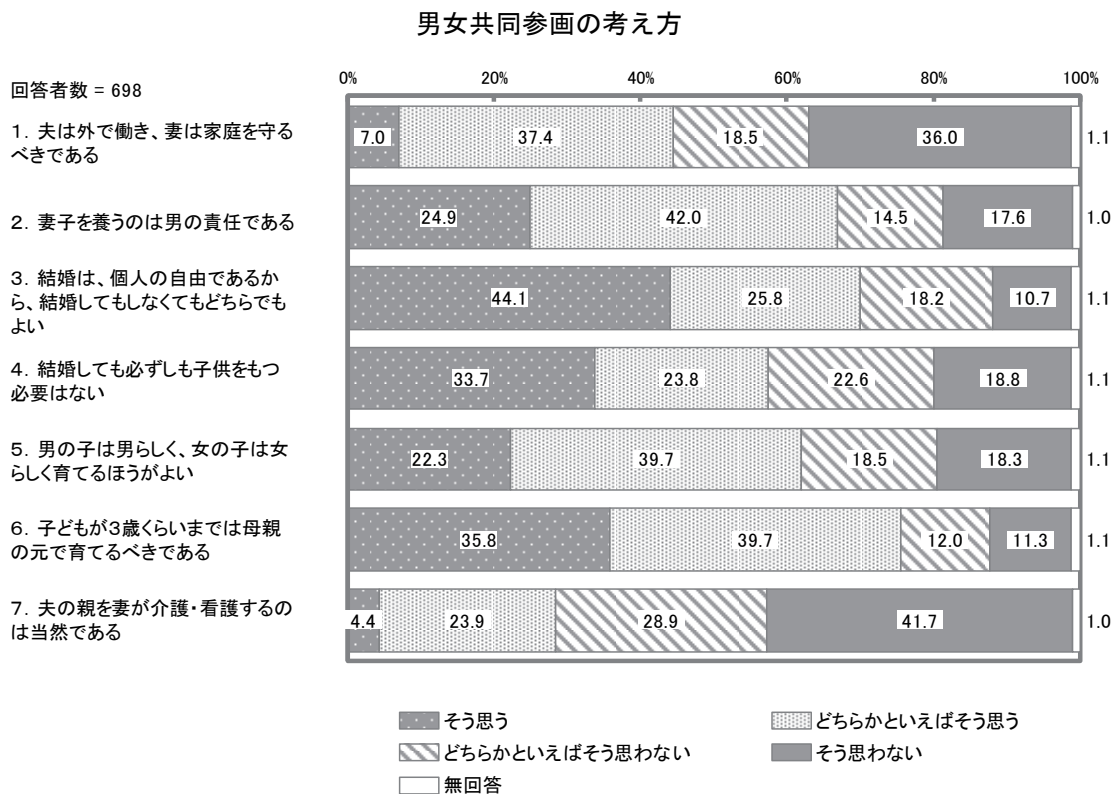


- 男性のほうが非常に優遇されている
- どちらかといえば男性のほうが優遇されている
- 平等
- どちらかといえば女性のほうが優遇されている
- 女性のほうが非常に優遇されている
- わからない
- 無回答

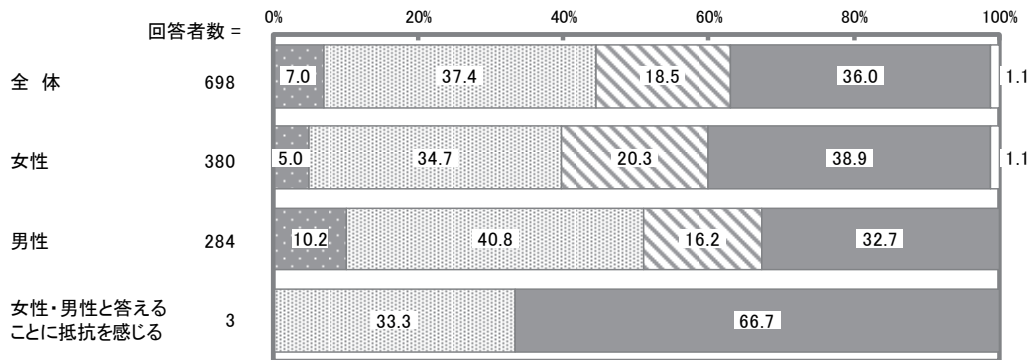
②男女共同参画の考え方

『妻子を養うのは男の責任である』『結婚は、個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい』『子どもが3歳くらいまでは母親の元で育てるべきである』で“そう思う”の割合が高くなっています。また、『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』『妻子を養うのは男の責任である』『男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるほうがよい』『夫の親を妻が介護・看護するのは当然である』で、女性に比べ男性の方が“そう思う”の割合が高くなっており、男女において認識の差があることがうかがえます。

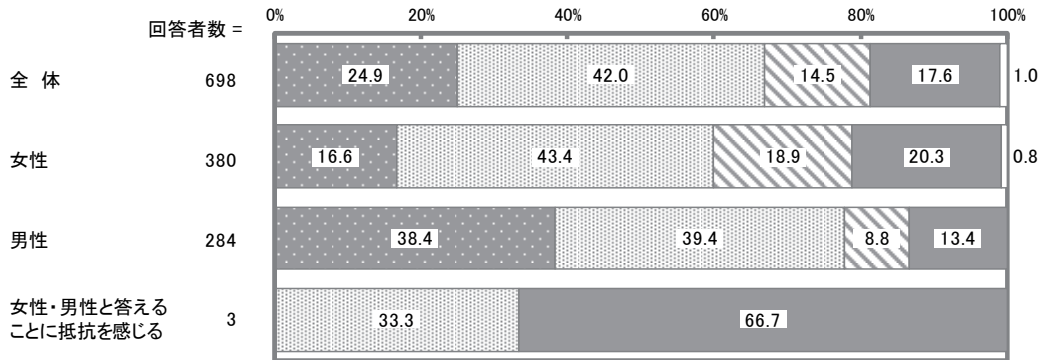
『男性の子育てへの参画が以前より進んでいる』で“そう思う”の割合が7割以上となっていますが、『男性の介護への参画が以前より進んでいる』で“そう思う”の割合は5割以下となっています。



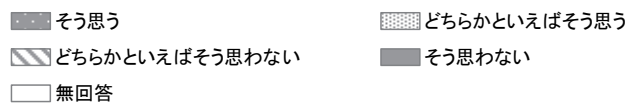
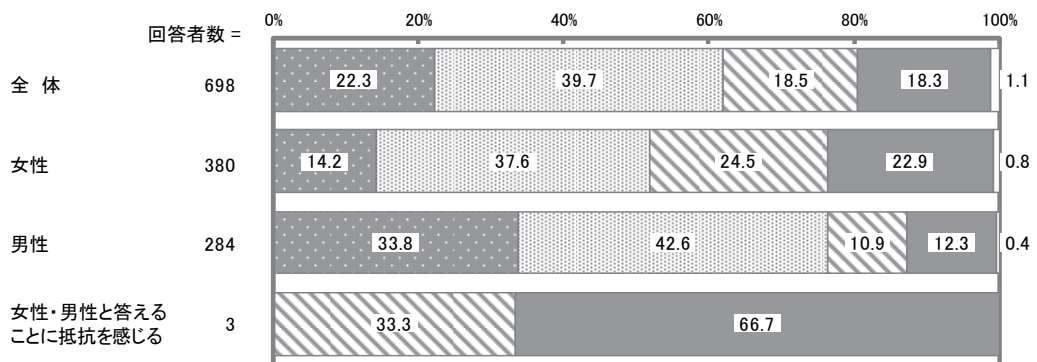
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方



妻子を養うのは男の責任であるという考え方



男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるほうがよいという考え方



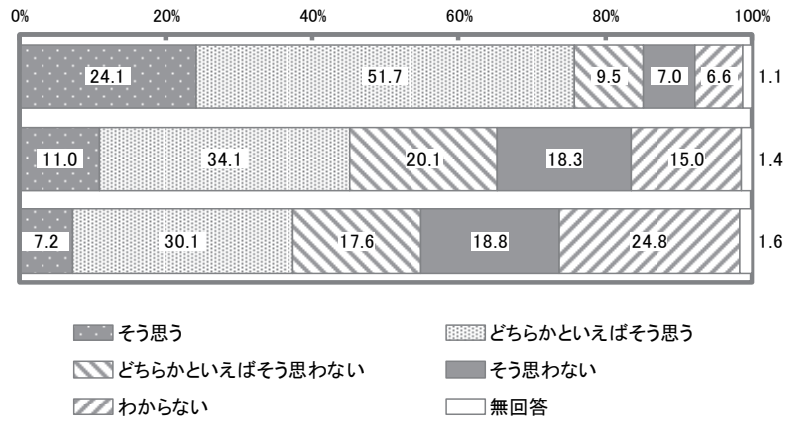
子育て・介護などへの男性の参画等

回答者数 = 698

1. 男性の子育てへの参画が以前より進んでいる

2. 男性の介護への参画が以前より進んでいる

3. 地域活動が以前より活性化している

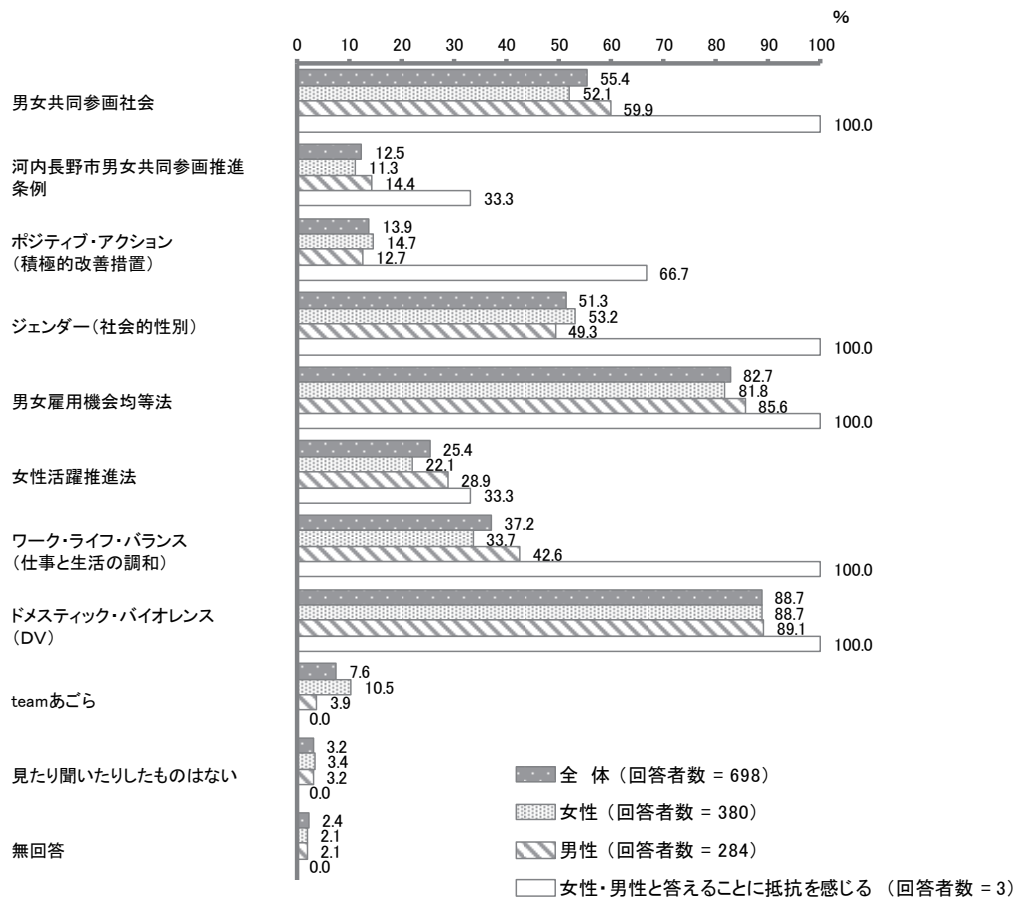


③言葉の認知度

「ドメスティック・バイオレンス（DV）」や「男女雇用機会均等法」の認知度は高くなっていますが、特に「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」や「河内長野市男女共同参画推進条例」「team あごら」の認知度は低い状況となっています。

男女で比較すると、「男女共同参画社会」や「女性活躍推進法」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の認知度は、男性よりも女性で5ポイント以上低くなっています。

男女共同参画に関する用語の認知度

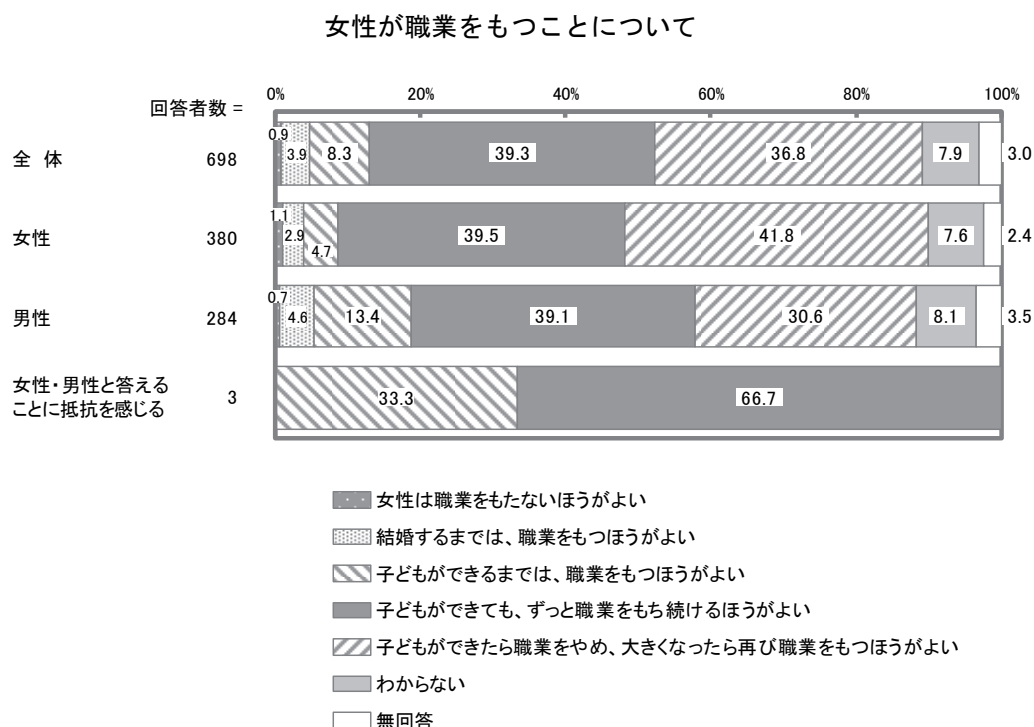


④女性の就労

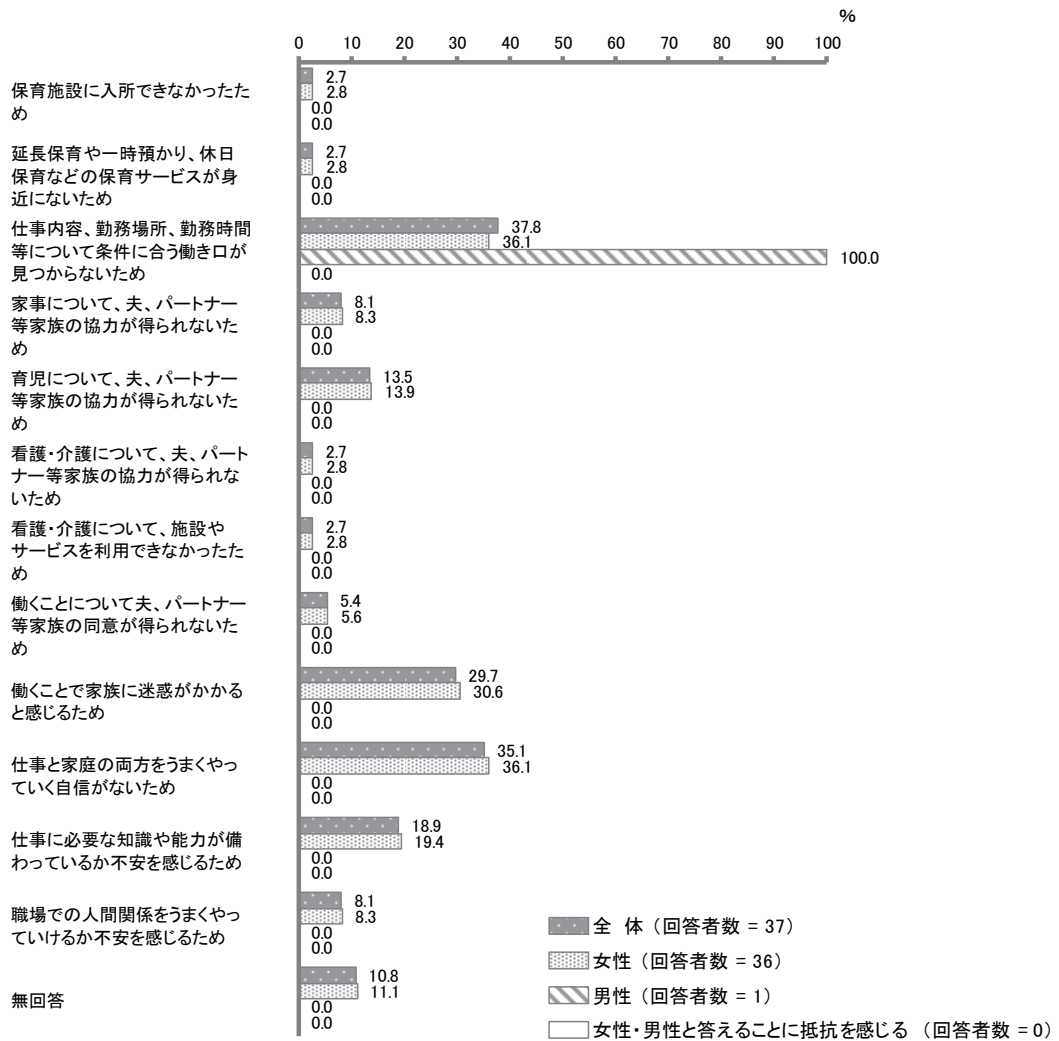
女性が職業をもつことについて、全国では「子どもができてもしっかりと職業を続ける方がよい」といった『就労継続型』の割合が増加しており、河内長野市においても『就労継続型』の割合は高くなっていますが、同程度で「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」といった『再就職型』の働き方を支持する割合も高くなっています。男女別でみると、男性に比べ女性で『再就職型』の働き方を支援する割合が高くなっています。

女性で、今後は働きたいけれども、現在働くことができない理由として、「仕事内容、勤務場所、勤務時間等について条件に合う働き口が見つからないため」「働くことで家族に迷惑がかかると感じるため」「仕事と家庭の両方をうまくやっていく自信がないため」の割合が高くなっており、企業の理解が必要であるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要であることがうかがえます。

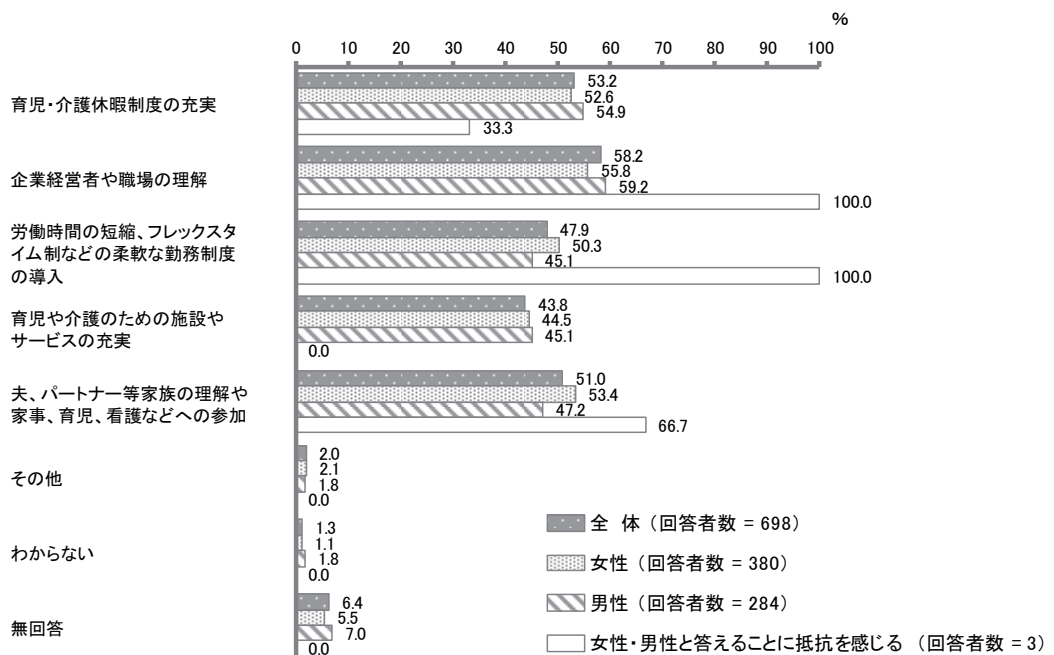
再就職を希望する女性が、再就職しやすくなるために必要なこととして、「企業経営者や職場の理解」や「育児や介護等による退職者を同一企業で再雇用する制度の普及」「労働時間の短縮やフレックスタイム制等の柔軟な勤務制度の導入」の割合が高くなっており、今後、女性活躍を推進していく上では、企業における取り組みが必要であることがうかがえます。



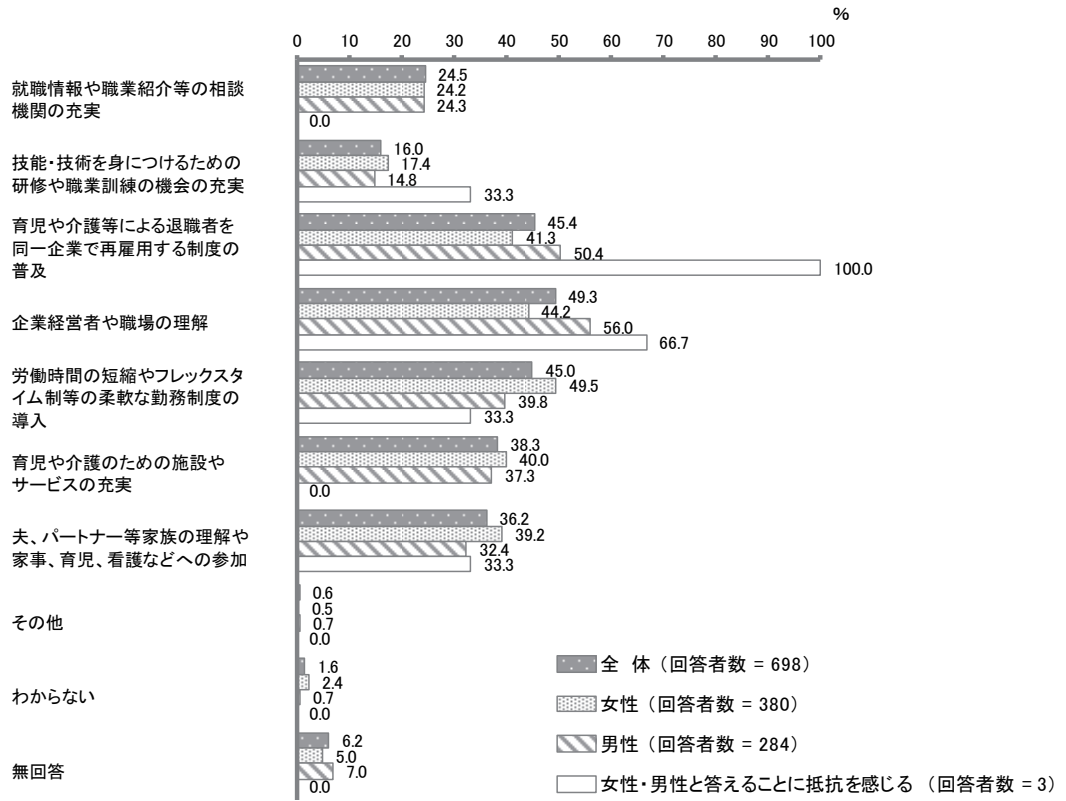
働くことができない理由



女性が仕事を辞めずに働き続けるために必要なこと



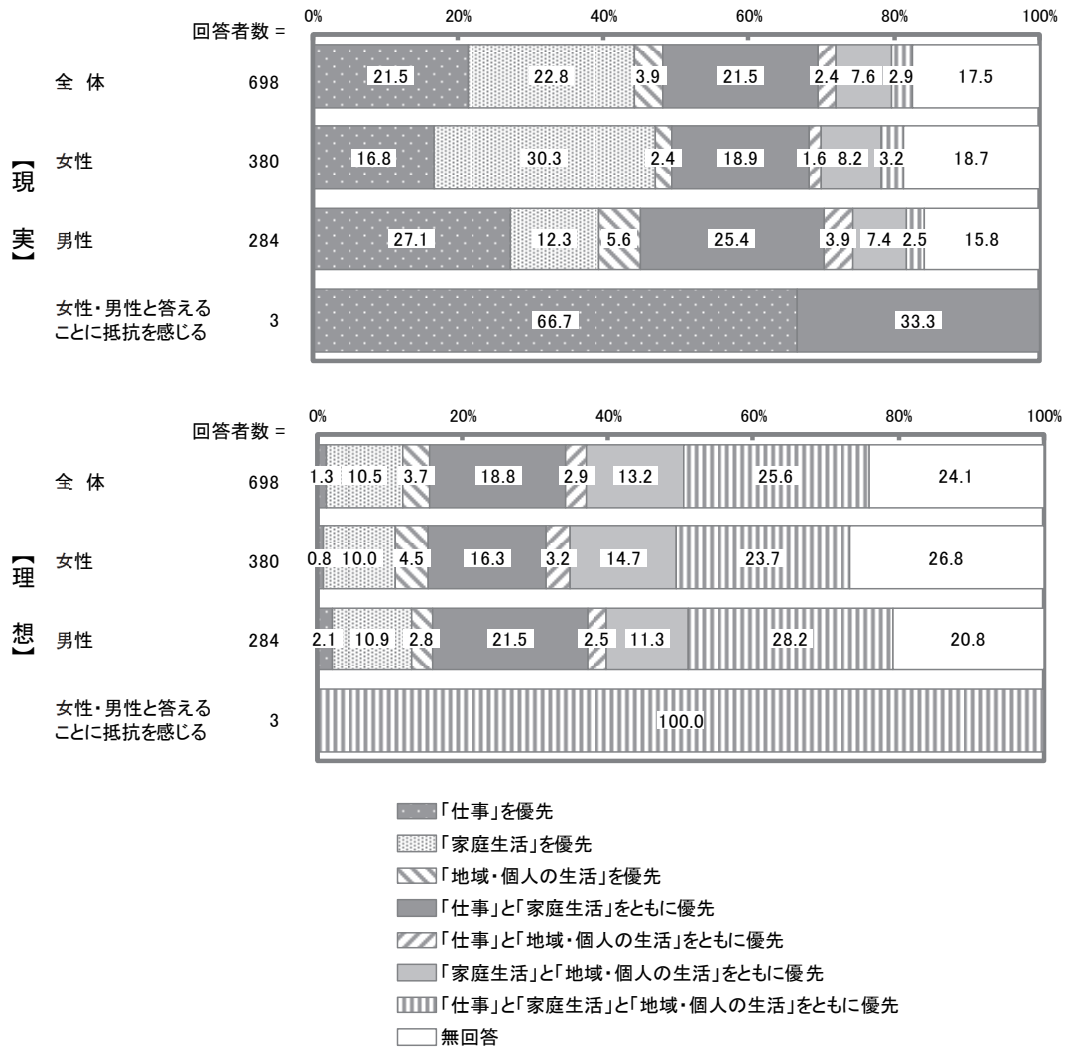
仕事を辞めた後、再就職しやすくなるために必要なこと



⑤生活における優先度

現実の生活のバランスは、男性で「仕事優先」、女性で「家庭生活優先」がそれぞれ高くなっていますが、理想の生活のバランスでは、男女ともに「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先」が高くなっています。

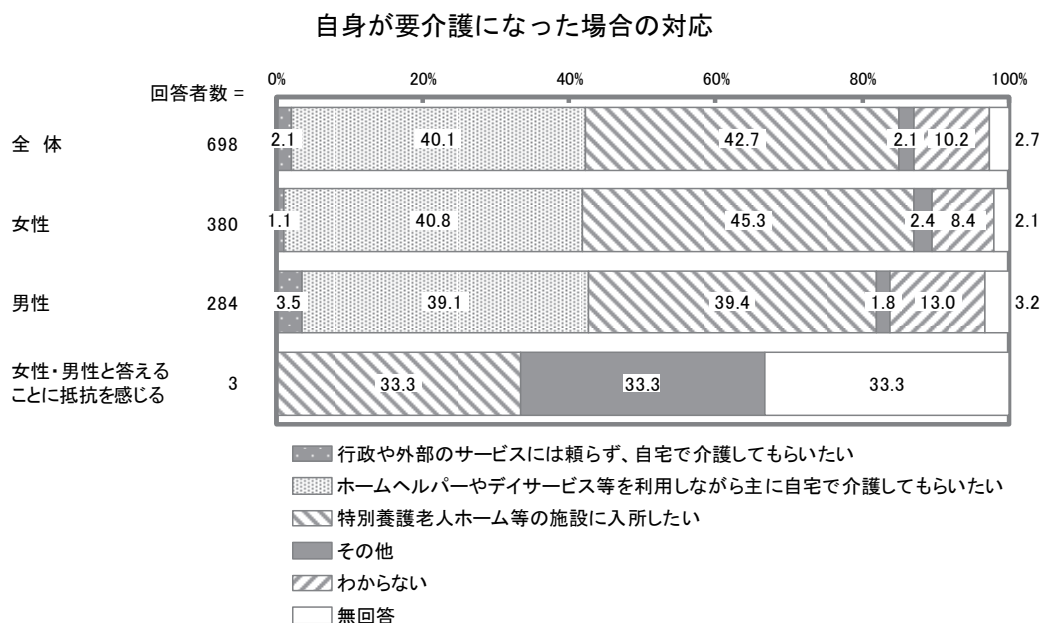
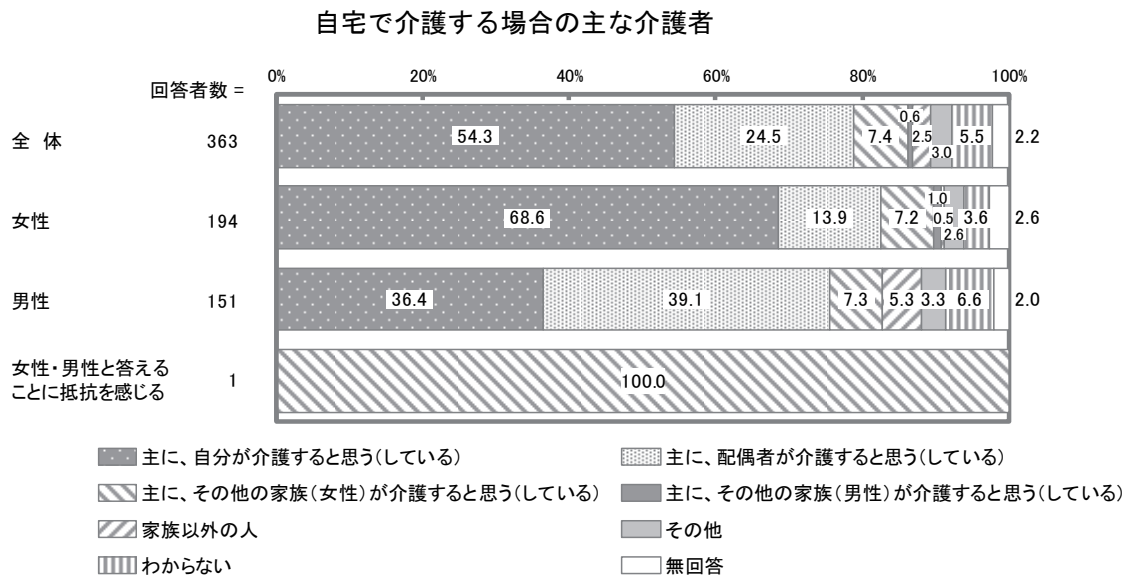
仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度



⑥高齢者などに対する介護

自宅で介護する場合、主に誰が介護することになるかについて性別でみると、男性に比べ、女性で「主に、自分が介護すると思う（している）」の割合が高くなっており、女性に比べ、男性で「主に、配偶者が介護すると思う（している）」の割合が高くなっていることから、女性が高齢者を介護する割合が高いことがうかがえます。

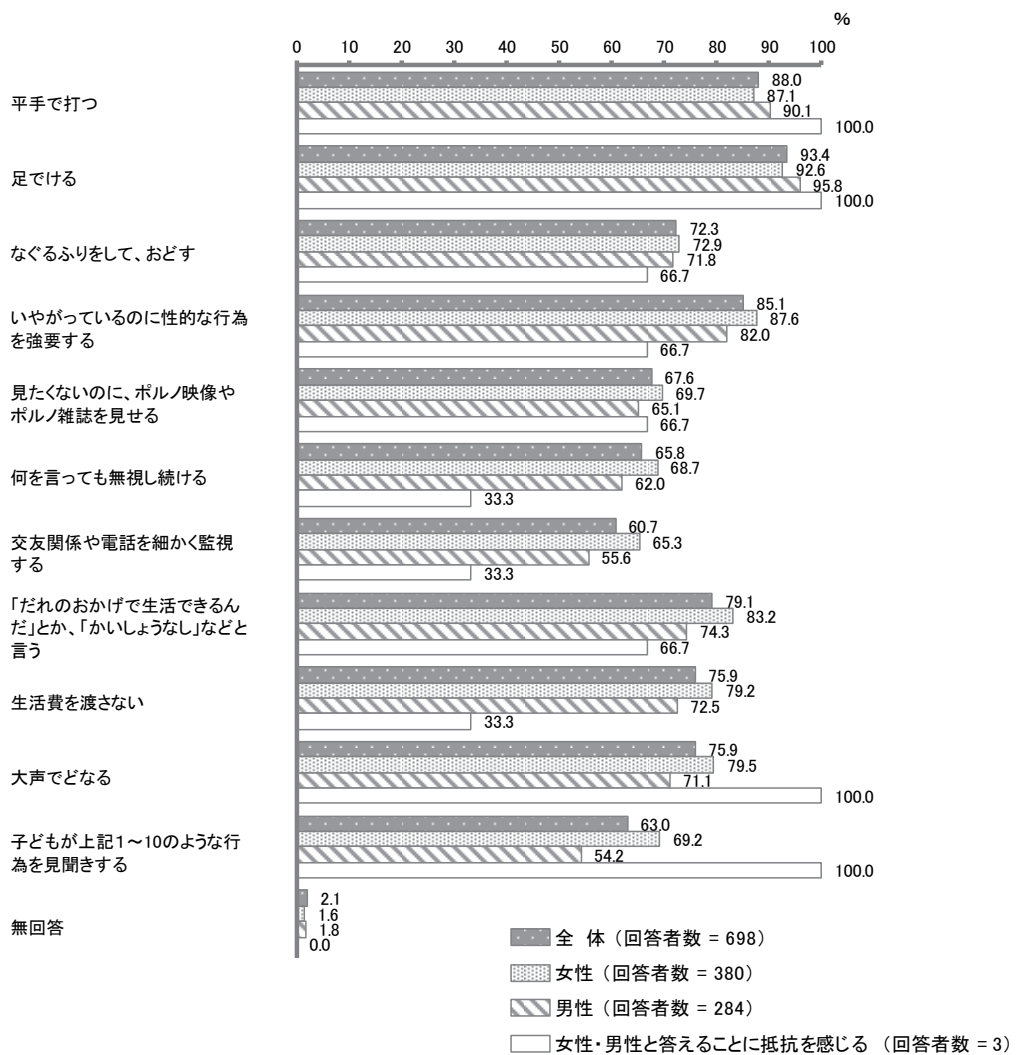
自身に介護が必要になった場合に「特別養護老人ホーム等の施設に入所したい」が最も多く4割を超え、次いで「ホームヘルパーやデイサービス等を利用しながら主に自宅で介護してもらいたい」が4割となっており、介護保険のサービスを受ける一方で家族からの介護を受けたいと希望する人が多いことがうかがえます。



⑦配偶者などからの暴力やセクシュアル・ハラスメント

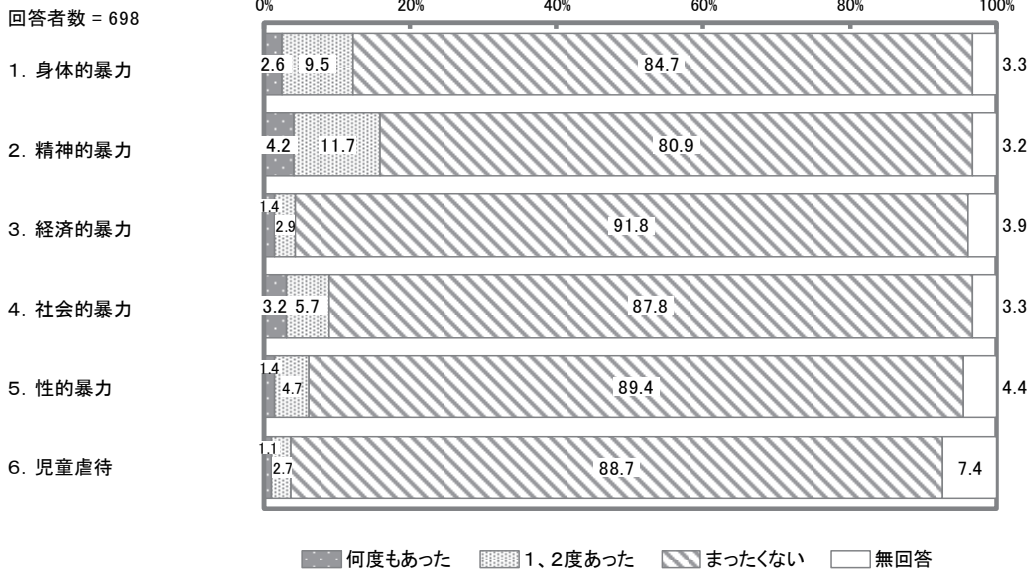
配偶者や恋人など親密な関係にある者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）についての認知は、「足でける」「平手で打つ」「いやがっているのに性的な行為を強要する」が高い割合となっている一方、「交友関係や電話を細かく監視する」「子どもが上記1～10のような行為を見聞きする」は低くなっています。

配偶者や恋人同士で起こるどの行為を暴力と思うか

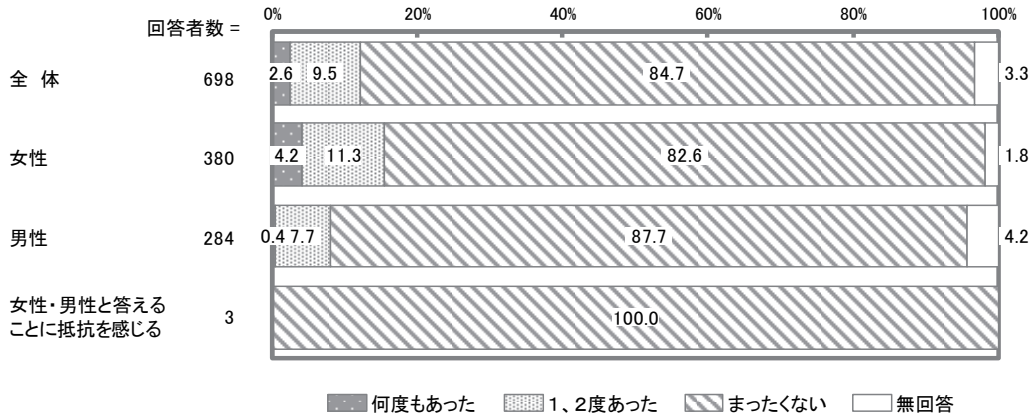


DVをされたことがあるかという設問では、「まったくない」の割合は高くなっているものの、女性で「身体的暴力」を受けたことがある人の割合が1割以上となっており、「精神的暴力」を受けたことがある人の割合は2割以上と、身体的な暴力より精神的な暴力による被害が多くなっています。

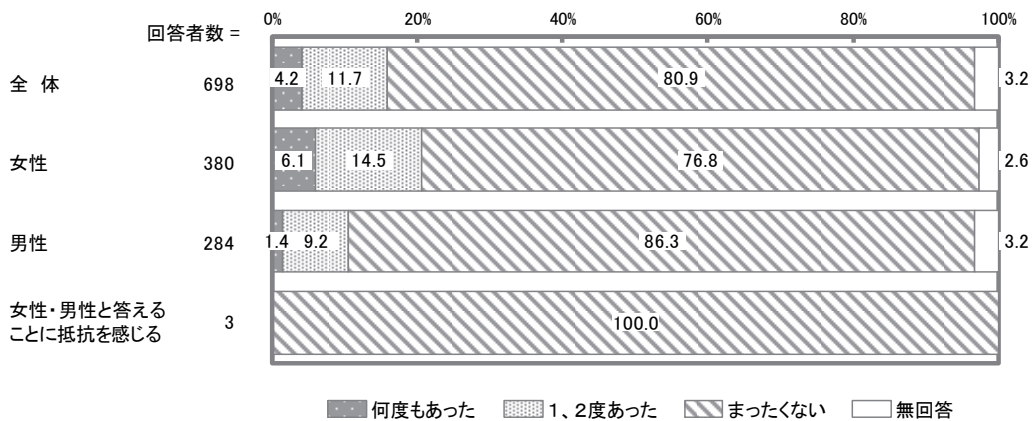
DVの状況



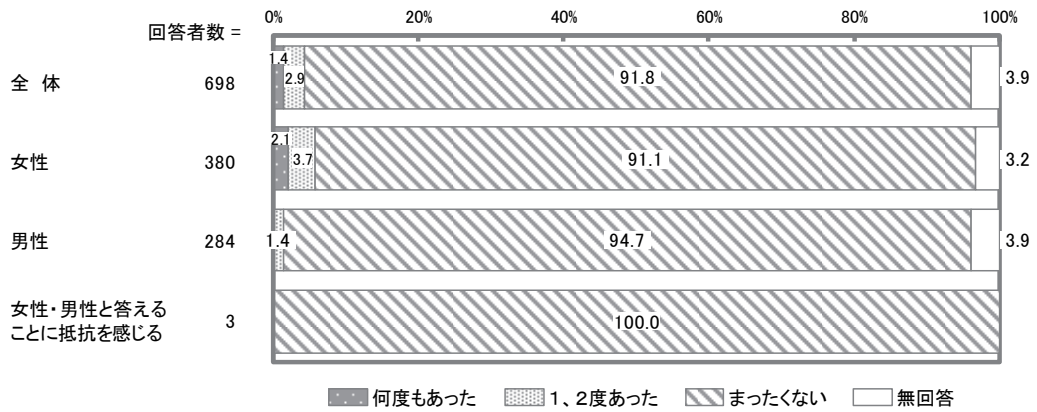
なぐる、ける、刃物を突きつけられおどされる。
なぐるふりをしておどされるなど（身体的暴力）



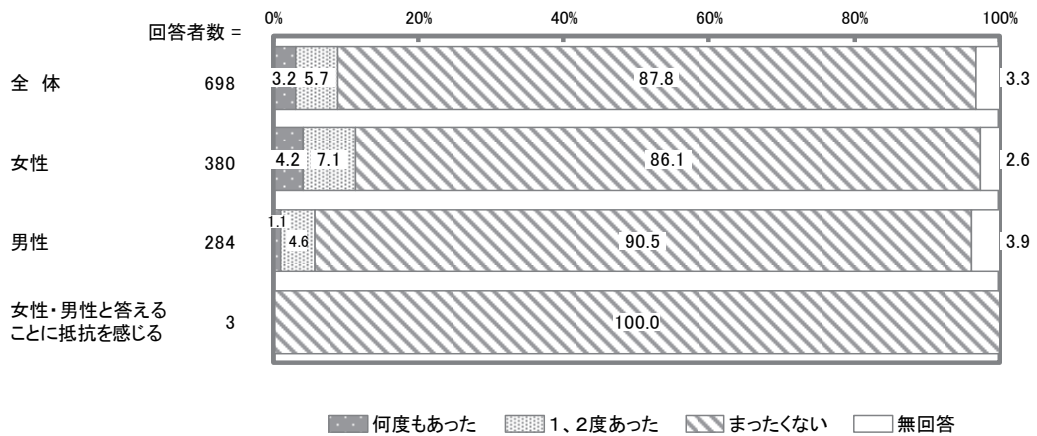
「だれのおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言われる。
無視される。大声でどなられるなど（精神的暴力）



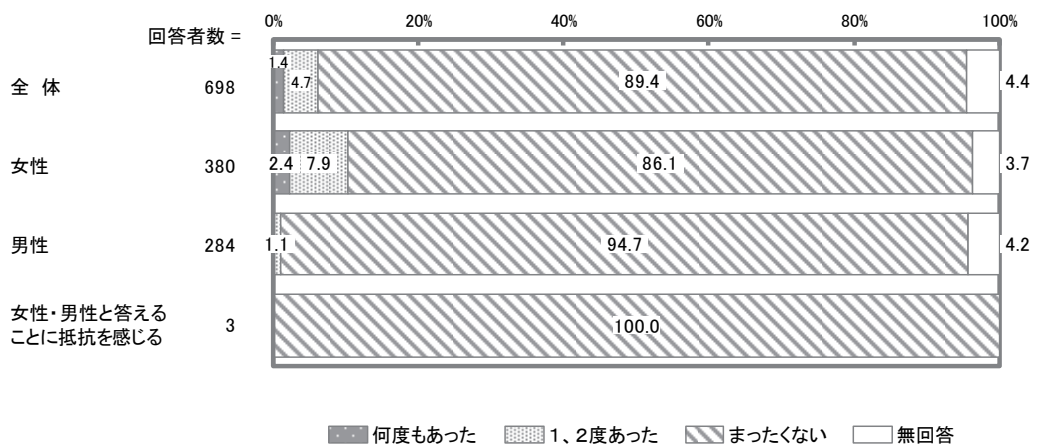
生活費を渡さない（経済的暴力）



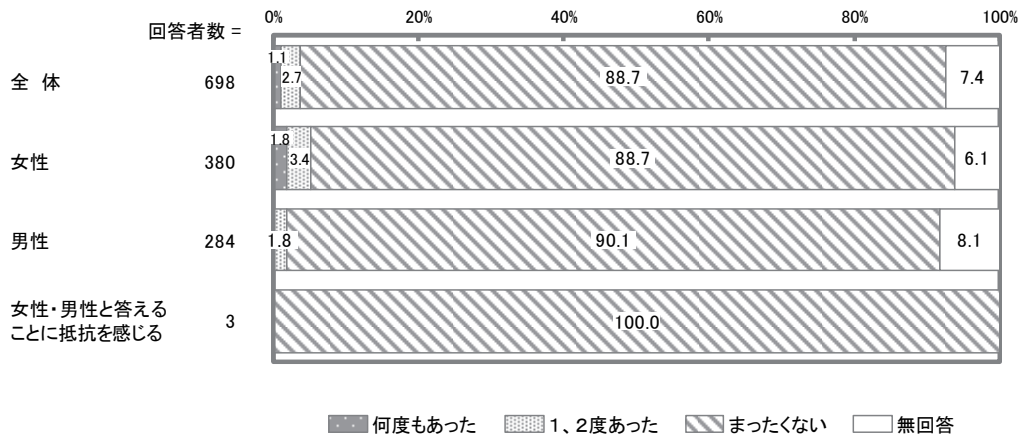
友人に会うことや実家に行くことを制限されたり、監視されるなど（社会的暴力）



性行為の強要。避妊に協力しない。ポルノ映像や雑誌を見せられる（性的暴力）

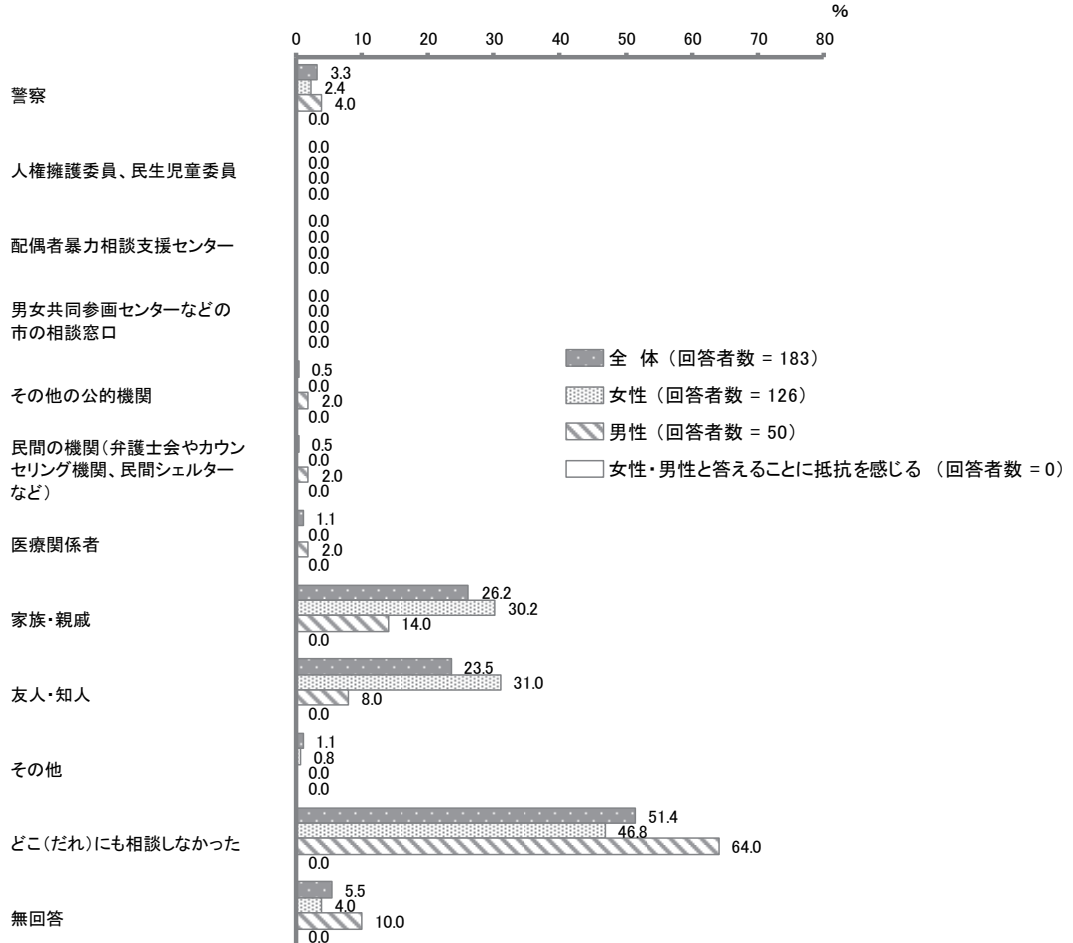


上記の行為を子どもに見せる（児童虐待）

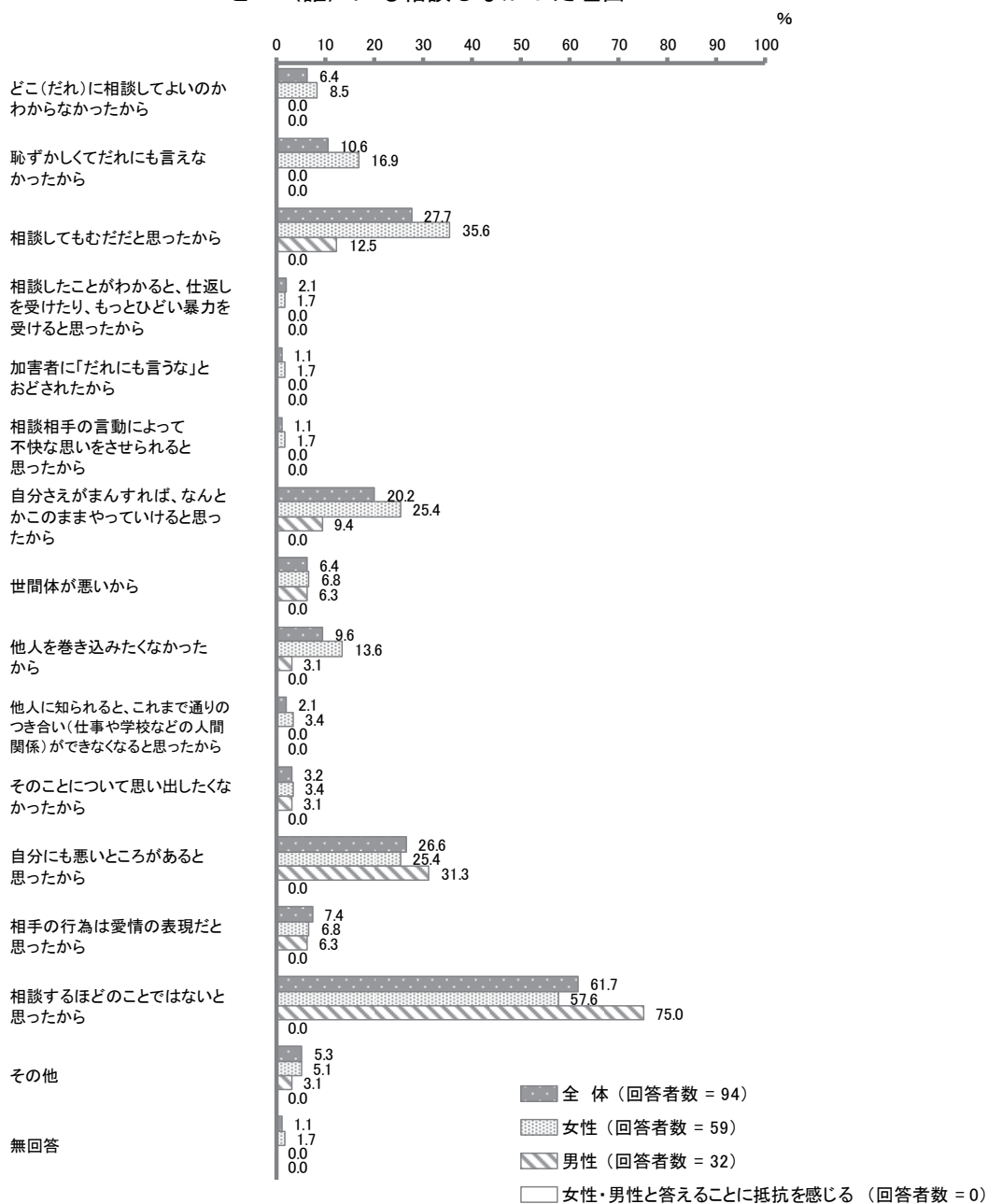


DVを受けた際の相談では、男女ともに「どこ（誰）にも相談しなかった」が高くなっており、DVの被害が潜在化していることが懸念されます。また、相談しない理由をみると、女性においては「相談しても無駄だと思ったから」「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」の割合が高く、あきらめの気持ちや自分一人で抱え込んでしまう状況があることがわかります。

DVを受けたことについてどこ（誰）かに相談したか

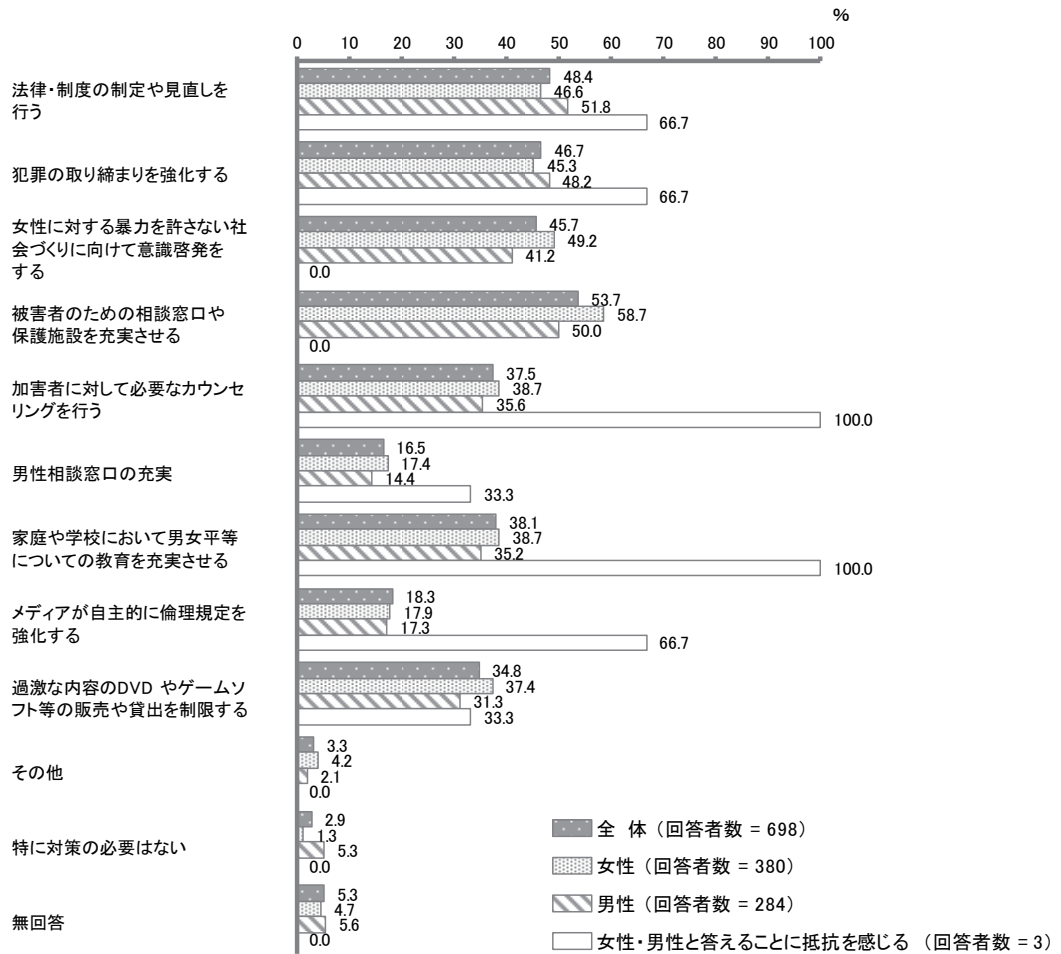


どこ（誰）にも相談しなかった理由



DV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力・性犯罪など女性に対する暴力をなくすために必要なこととして、「被害者のための相談窓口や保護施設を充実させる」「法律・制度の制定や見直しを行う」「犯罪の取り締まりを強化する」の割合が高くなっています。

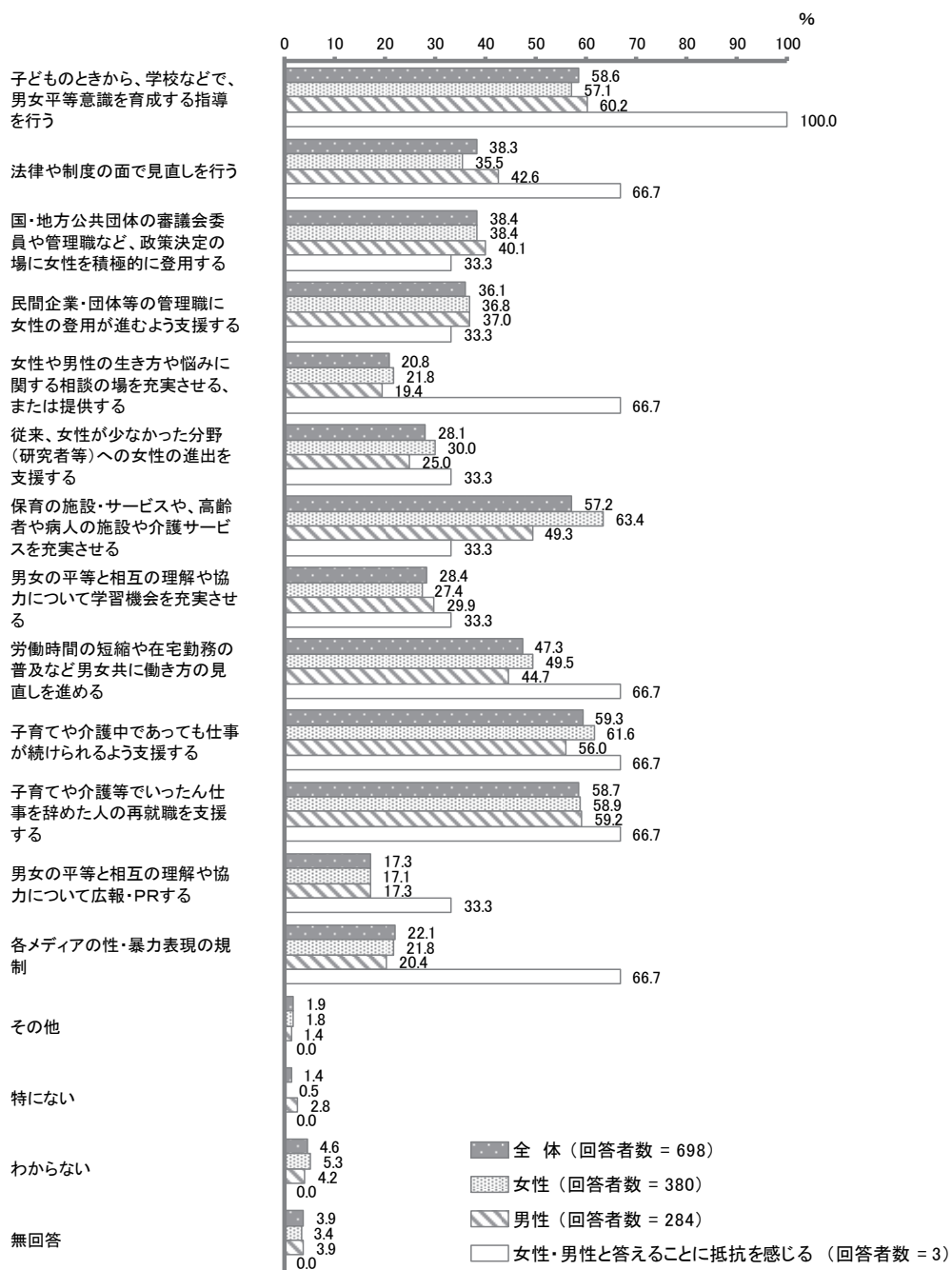
女性に対する暴力をなくすために必要なこと



⑧ 「男女共同参画社会」を実現するために有効な取り組み

「男女共同参画社会」の実現に向けて、今後、行政が力を入れて取り組むこととして、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」の割合が最も高く、次いで「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」、「子どものときから、学校などで、男女平等意識を育成する指導を行う」の割合が高くなっています。また、女性では男性に比べ、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実させる」「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」の割合が高くなっており、男女共同参画に向けた意識の向上とその支援が求められています。

「男女共同参画社会」を実現するために行政が力を入れて取り組むこと



5 第3期計画の評価

第3期計画における基本目標に対する、平成28（2016）年度の実績値は以下のとおりです（基本目標8と10は指標の設定はありません）。

指 標	計画策定時把握数値 平成 18（2006）年度	目 標 値	実 績 平成 28（2016）年度
基本目標 1. 政策並びに方針の立案及び決定への男女共同参画の拡大			
審議会などへの女性の参画率	23.9%（注1）	40%（注2）	31.0%
女性委員のいない審議会などの解消	22.8%（注1）	解消する	9.0%
基本目標 2. 男女共同参画に向けての意識改革のための広報・啓発活動の推進			
「男女共同参画社会」という用語の認知度	—	100%	女性 52.1% （注4） 男性 59.9% （注4）
社会全体で見たとき男女の地位が平等であると思う人の割合	女性 9.0% （注3） 男性 20.7% （注3）	男女とも 40% （注2）	女性 10.3% （注4） 男性 22.5% （注4）
基本目標 3. 働く場における男女共同参画の促進			
職場において男女の地位が平等であると思う人の割合	女性 13.1% （注3） 男性 26.8% （注3）	男女とも 40%	女性 15.8% （注4） 男性 27.1% （注4）
基本目標 4. 男女の家庭生活と職業・地域活動の両立支援			
「児童に対する福祉や子育てのしやすさ」に関する市民満足度（市民意識調査で「やや不満」「非常に不満」と回答した人の割合減少を目指す）	22.4%（注5）	男女とも 10% （注2）	10.4%
基本目標 5. 高齢者や障害者などだれもが生きがいを持って安心して暮らせる環境の整備			
「高齢者・障害者にとっての暮らしやすさ」に関する市民満足度（市民意識調査で「やや不満」「非常に不満」と回答した人の割合減少を目指す）	31.7% （注5）	男女とも 10% （注2）	24.4%

指 標	計画策定時把握数値 平成 18 (2006) 年度	目 標 値	実 績 平成 28 (2016) 年度
基本目標 6. 女性に対する暴力の根絶			
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」の各行為について、暴力と認識する人の割合	—	男女とも 100%	「平手で打つ」 女性 87.1% (注4) 男性 90.1% (注4) 「なぐるふりをして、おどす」 女性 72.9% (注4) 男性 71.8% (注4)
基本目標 7. 生涯を通じた男女の健康支援			
胃がん検診受診率	23.0% (注6)	男女とも 33% (注7)	19.1%
肺がん検診受診率	4.8% (注6)	男女とも 30% (注7)	30.2%
大腸がん検診受診率	27.3% (注6)	男女とも 37% (注7)	22.2%
乳がん検診受診率	19.5% (注6)	36% (注7)	27.8%
子宮がん検診受診率	11.2% (注6)	26% (注7)	13.2%
基本目標 9. 男女の自立と平等を目指す教育・学習の推進			
学校教育の場が平等であると思う人の割合	女性 49.9% (注3) 男性 64.0% (注3)	男女とも 80%	女性 60.0% (注4) 男性 68.7% (注4)

(注1) 審議会等の設置状況及び女性委員参画状況に関する調査 (平成 19 (2007) 年 4 月 1 日現在)

(注2) 第4次総合計画指標

(注3) 河内長野市市民意識調査「男女共同参画社会に関する意識」(平成 15 (2003) 年度実施)

(注4) 河内長野市男女共同参画に関する市民意識調査 (平成 28 (2016) 年度実施)

(注5) 河内長野市市民意識調査 (平成 18 (2006) 年度実施)

(注6) 河内長野市がん検診事業実績 (平成 18 (2006) 年度実施)

(注7) 健康かわちながの 21 計画指標

6 本市の男女共同参画の課題

本市では、第3期計画に基づき、計画の総合目標を実現するために、10の基本目標と32の課題を設定し、施策の推進に取り組んできました。ここでは、本市の男女共同参画に関する状況や、市民意識調査、第3期計画の実績などからみえる課題を整理します。

基本目標1. 政策並びに方針の立案及び決定への男女共同参画の拡大

【取り組みの現状】

- 男女共同参画に関する普及啓発を図るために、女性の参画促進及び人材の育成などを目的とした学習機会の提供に取り組みました。
- 第3期計画において計画の指標として掲げている「審議会などへの女性の参画率」は、平成28(2016)年度には31%で、目標の40%には達していません。審議会などが設置されている課等では、「附属機関等の設置、運営及び公開に関する指針」の趣旨に則り、制度の適切な運用に努めていますが、女性委員のいない審議会などもあります。
- 市民意識調査において、男女共同参画社会実現のために有効な取り組みとして、約4割の市民が、政策決定の場に積極的に女性を登用することと回答しています。

【今後の課題】

- より充実した行政サービスの提供を図るためには、施策を審議する場に女性が参画することが重要です。審議会などへの女性の参画率を向上するためには、団体推薦などで委員を選出する、いわゆる「充て職」において女性の登用を進める必要があります。
- 今後とも、地域活動団体や市民団体をはじめ、市内の事業者における意思決定過程への女性の参画促進を働きかけていく必要があります。

基本目標2. 男女共同参画に向けての意識改革のための広報・啓発活動の推進

【取り組みの現状】

- 男女共同参画に関する意識改革のため、「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」、「女性の健康週間」のほか、様々な機会をとらえ、講座・講演の開催、パネル展示、ポスター掲示、パンフレットなどの提供により、広報・啓発を進めてきました。

- ・地域や家庭などにおける意識改革を促進するため、子ども・子育て総合センター「あいっく」や保健センター、公民館、市民交流センターなど身近な場所で、セミナーなどを開催しました。
- ・市民意識調査では、男女の地位の平等観について男性優遇と回答した割合が、「社会全体で見たとき」で7割超となっており、「職場」「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」においても高い割合となっています。

【今後の課題】

- ・男女の固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、社会制度・慣行などに影響を与えているため、男女共同参画のためのさらなる意識啓発が必要です。
- ・市や関係機関が連携してセミナーなどを開催し、市民や事業者に対して男女共同参画社会実現への機運を高めていくことが必要です。

基本目標3. 働く場における男女共同参画の促進

【取り組みの現状】

- ・平成27（2015）年に女性活躍推進法が制定され、女性の採用・登用・能力開発などのための事業主行動計画の策定を事業主に義務づけ、女性の活躍を支援しています。
- ・本市では、率先して女性の活躍推進に取り組むべく「女性職員の活躍推進アクションプラン～特定事業主行動計画～」を平成28（2016）年4月に策定し、目標を定めて取り組んでいます。
- ・女性の就労支援については、就職・再就職するにあたり必要な技能習得の機会提供に取り組むとともに、事業者に対して職場の男女平等を推進するために関係機関が作成したパンフレットを配架するなど、様々な情報提供を行ってきました。

【今後の課題】

- ・本市における働く女性の率は改善していますが、出産・育児などで離職する女性は依然多く、労働力率で表されるM字カーブの課題は解決されていません。
- ・市民意識調査で、職場における男女の地位の平等観についての設問では、「平等」の割合は女性16%、男性27%となっており、全体で約6割の男女が「男性優遇」と感じています。
- ・女性活躍推進法に基づき、女性の就労支援、就労を継続できる環境づくり、再就職や起業への支援など、女性の活躍を推進していくことが重要です。
- ・男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、事業者に対し各種法令の周知・啓発を行い、働きやすい職場づくり、働き続けられる職場づくりを進めることが必要です。

基本目標 4. 男女の家庭生活と職業・地域活動の両立支援

【取り組みの現状】

- ・家事、育児、介護などにおける男女の共同責任意識の浸透を図るため、男性を対象としたセミナーや講座を開催しました。
- ・子育てと仕事を両立できる環境整備として、低年齢児保育や一時的保育、病後児保育など様々なニーズにこたえるべく保育内容の充実を図りました。
- ・子ども・子育て総合センター「あいっく」などで地域子育てのネットワークづくりを支援するとともに、ひとり親家庭への相談・支援を充実しました。

【今後の課題】

- ・子育てや介護の負担を女性に集中させることなく、地域全体で支える体制づくりや男女が共に担うという意識啓発がさらに必要です。
- ・社会のあらゆる分野への男女の参画をさらに進めるには、男女が家事、子育て、介護などを対等に分かち合う意識づくりと、個人のライフステージやニーズに応じた多様な働き方や暮らし方ができるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた環境整備が必要です。
- ・男女ともに働きやすい職場環境を作るため、ワーク・ライフ・バランスや男性の家庭生活への参画などに対する理解を深め、フォローし合える環境づくりを進めるとともに、一人ひとりに応じた両立支援制度の情報提供と利用促進に向けた取り組みが必要です。

基本目標 5. 高齢者や障害者などだれもが生きがいを持って安心して暮らせる環境の整備

【取り組みの現状】

- ・本市の人口は減少傾向にありますが、65歳以上の人口は増加しており、平成28(2016)年の65歳以上人口構成比は、平成24(2012)年と比較すると5.2ポイント増えています。
- ・高齢者や障がい者が主体的に生活できるよう、就労支援や相談体制の充実を進めてきたほか、地域でいきいきと社会参加できるよう、文化・スポーツの機会提供に努めてきました。
- ・心のバリアフリーはもとより、都市基盤のバリアフリー化も進め、福祉のまちづくりを推進してきました。
- ・防災、災害復興への対応としては、男女のニーズの違いを考慮し、地域防災計画を改正しました。

【今後の課題】

- ・高齢化がますます進む社会では、高齢者が社会の一員として生きがいを持って活躍できるよう、学習機会の提供や活動の支援が必要です。
- ・支援が必要な高齢者、障がい者などに対して、男女共同参画の視点を持って適切な対応が行えるよう、地域の中の様々な機関が連携して相談・支援体制の充実を図ることが重要です。
- ・東日本大震災など近年の災害対応における経験から、女性の視点を踏まえた地域防災対策を進めることが必要です。
- ・性同一性障がいなどを有する市民、男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている市民がいるということに留意して施策を進めていく必要があります。

基本目標 6. 女性に対する暴力の根絶

【取り組みの現状】

- ・DVなどの相談件数は全国的に増加しており、市民意識調査においてもDVやセクシュアル・ハラスメントなどに対する認知度は高くなっています。
- ・講座やイベントの開催、パネルの展示、パンフレットの配布など、あらゆる機会を通じて、女性に対する暴力を許さないという意識の高揚に努めています。
- ・各種相談窓口の設置や紹介などを行い、DVやセクシュアル・ハラスメントの防止及びその被害者などの支援を行っています。一方、市民意識調査では、女性で「精神的暴力」を受けたことがあると回答した割合は2割を超えており、また、DVを受けても「どこ（誰）にも相談しなかった」が全体の5割となっています。

【今後の課題】

- ・DVをはじめとする女性に対する暴力を根絶するためには、すべての人が暴力を容認しない意識を醸成することが必要です。今後も引き続き、暴力の未然防止に向けた啓発や人権問題への理解を促進する取り組みが求められます。
- ・市民意識調査ではDVを受けても相談しない割合が高く、DV被害の潜在化が考えられます。どのような行為がDVにあたるのか意識啓発を進めるとともに、関係機関の連携を一層強化し、相談・支援体制の充実が必要です。

基本目標 7. 生涯を通じた男女の健康支援

【取り組みの現状】

- ・本市では、保健センターなどにおいて健康相談、乳がん・子宮がん検診など、女性のライフステージに応じた取り組みを進めています。しかしながら、計画の指標であるそれぞれの受診率は、平成 28（2016）年度では乳がん検診が 28%、子宮がん検診が 13%で、目標値には達していません。
- ・「ママパパ教室」や「子育てサロン」など、妊娠・出産・子育てなどに関する幅広い情報提供や各種講座開催などをするとともに、女性の心身の特性に応じた健康支援の情報提供や意識啓発をしてきました。

【今後の課題】

- ・生涯を通じた健康の保持増進には、年齢や性別に応じ、ライフステージにあった支援を進めることが必要です。
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点を入れた性差に応じた健康支援が求められています。
- ・今後も、性差を踏まえた心身の健康づくりを支援するとともに、生活習慣病の予防など、総合的な施策推進が必要です。

基本目標 8. 男女の人権を尊重した表現の推進

【取り組みの現状】

- ・小中学校で配布する教材などで表現やイラストについて配慮するとともに、メディアをテーマとした学習機会を提供し、男女の人権を尊重した表現の推進に努めました。

【今後の課題】

- ・多種多様な情報が氾濫する中、様々なメディアからの情報を読み解き活用する能力（メディア・リテラシー）の向上を図るとともに、今後も人権を尊重した表現を推進していくことが必要です。

基本目標 9. 男女の自立と平等を目指す教育・学習の推進

【取り組みの現状】

- 市民意識調査では、学校教育の場における男女の地位の平等観について、6割超の市民が「平等」と回答しています。
- 保育所（園）や幼稚園、学校においては、子どもに対して発達段階に応じた人権教育を実施し、学校教育における男女平等教育を推進してきました。
- 教職員などに対しては、研修などの機会を通じ、あらゆる差別根絶への人権意識の啓発を行うとともに、保護者に対しても学校運営などの場で男女共同参画に関する啓発に取り組みました。

【今後の課題】

- 子どもの意識形成には、周囲の与える影響が大きいことから、家庭や地域への意識啓発や学校での男女平等教育の推進などが重要です。
- 今後も引き続き、子どもが自立し、主体的に多様な生き方を選択できる力を育むとともに、男女平等意識に基づいた生活指導などを進める必要があります。

基本目標 10. 地域の国際化に対応した男女共同参画の推進

【取り組みの現状】

- 国際交流協会の事業を支援し、地域での多文化理解を深めるための機会充実を図ってきました。
- 男女共同参画に関する国際的な取り組みなどの情報を提供するほか、在住外国人への生活支援などを実施してきました。

【今後の課題】

- 今後も引き続き、在住外国人のニーズに応じた様々な事業を実施するとともに、多文化理解の増進などに努めることが重要です。
- 国際化、情報化がすすむ中、国際社会の動向を踏まえ、男女共同参画社会の促進に取り組んでいく必要があります。